

支給要件確認フローチャート

個人住民税の各種通知書に赤枠の記載がある。

○普通徴収または年金特別徴収の場合

定額減税額	00000円	控除控額	00000円
-------	--------	------	--------

○給与特別徴収の場合

定額減税額	00000円	控除控額	00000円
-------	--------	------	--------

いいえ

はい

基準日(令和6年6月3日)に吉岡町に住所を有していますか

定額減税、調整給付の対象になる可能性があります。

はい

いいえ

令和5年度物価高騰対応重点支援給付金(非課税世帯7万円または均等割のみ課税世帯10万円)を受給しましたか

対象になりません
※令和6年6月3日に居住していた市町村へご確認ください。

いいえ

はい

次のうち、1つでもあてはまるものがありますか

- ・世帯全員が、親族(住民税課税者)の税法上の扶養になっている
- ・同一世帯のなかに、令和6年1月1日時点で日本国内に住民登録がなかった人がいる

対象になりません

いいえ

はい

同一世帯のなかに、令和6年1月2日以降に転入された未申告の人がいますか

はい

いいえ

【「申請書」の対象世帯】

令和5年度と令和6年度の住民税情報の確認を行うための申請が必要です。申請書の様式、添付書類等はHPに掲載予定です。

【「支給要件確認書」の対象世帯】

町から「支給要件確認書」を発送します。必要事項を記入して返送してください。